

商法

左：誤、右：正

【プレテスト】解説2頁(3) 1段落目

<p>代表取締役は、<u>業務執行者(363条1項1号)及び代表者(349条4項)たる地位に基づく「任務」として、他の取締役の職務執行について監視義務を負う。</u></p>	<p>代表取締役は業務執行者(363条1項1号)及び代表者(349条4項)たる地位に基づき、<u>取締役会設置会社における代表権のない取締役は監督機関たる取締役会(362条2項2号)の構成員たる地位に基づき、「その任務」として他の取締役の職務執行について監視義務を負う。</u></p>
---	---

【平成19年】解説3頁(2)ア・3段落・2行目

<p>そして、A1は、B1・B2が海外出張に出かけた時期を見計らって臨時取締役会を開催することとし、<u>会日2日前にB1・B2に対する招集通知を行っているところ、…</u></p>	<p>そして、A1は、B1・B2が海外出張に出かけた時期を見計らって臨時取締役会を開催することとし、<u>会日3日前にB1・B2に対する招集通知を行っているところ、…</u></p>
---	---

【平成29年】解説8頁(ウ)3段落・1行目

<p>したがって、<u>甲社側</u>が基準日前の相続人Lの入場を拒否したことについて124条4項を適用することは、誤りである。</p>	<p>したがって、<u>乙社側</u>が基準日前の相続人Lの入場を拒否したことについて124条4項を適用することは、誤りである。</p>
--	--

【平成30年】模範答案4頁・23行目

<p>(5) そうすると、本件決議1には、利益供与を手段として<u>G</u>に議決権を行使させなかったという意味で、「決議の方法」が120条1項に「違反」という取消事由があるから、Cの主張が認められる。</p>	<p>(5) そうすると、本件決議1には、利益供与を手段として<u>D</u>に議決権を行使させなかったという意味で、「決議の方法」が120条1項に「違反」という取消事由があるから、Cの主張が認められる。</p>
--	--